

第 8 号議案

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市竹島水族館に公共施設等運営権制度を導入するため提案する。

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 設置及び管理(第1条—第8条)
- 第2章 指定管理者(第9条—第11条)
- 第3章 公共施設等運営権(第12条—第17条)
- 第4章 雑則(第18条)
- 第5章 罰則(第19条)

附則

第1章 設置及び管理

第7条第1項中「指定管理者」の次に「(第12条の規定により公共施設等運営権(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。))第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。))を設定したときは、当該公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。))」を加え、同条第2項から第7項までを削る。

第8条の次に次の章名を付する。

第2章 指定管理者

第11条の見出しを削り、同条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 罰則

第10条を第18条とし、第9条の次に次の2条並びに1章及び章名を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、水族館の管理に関して次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水族館に関する事業を行うこと。
- (2) 利用を制限すること。
- (3) 利用料金を収受すること。
- (4) 利用料金の免除を決定すること。
- (5) 施設等の維持管理を行うこと。

(6) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

2 第12条の規定により公共施設等運営権を設定したときは、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、水族館の管理に関して次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用を制限すること。

(2) その他前号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

(指定管理者が収受する利用料金の額等)

第11条 指定管理者は、別表に定める観覧料の額の範囲内において、利用料金の額を定めるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 納付された利用料金は、払い戻さない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を払い戻すことができる。

6 指定管理者は、障害者が水族館を観覧するときその他特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を免除することができる。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第12条 市長は、民間資金法第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、水族館の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第13条 前条の規定により水族館の運営等の業務を実施する選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める者を選定事業者として選定するものとする。

(1) 水族館の運営等において市民の平等利用が確保されること。

- (2) 水族館の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - (3) 水族館の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
 - (4) 水族館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な運営等ができること。
- (運営等の基準)

第14条 公共施設等運営権者は、水族館を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

- 2 公共施設等運営権者は、第4条の規定にかかわらず、水族館の開館時間、休館日その他運営等について必要な事項を、市長との協議により定めることができる。
- 3 公共施設等運営権者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条及び第24条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、水族館の運営等に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。公共施設等運営権の設定の期間が満了し、又は公共施設等運営権を取り消された後においても、同様とする。

(公共施設等運営権者が行う業務の範囲)

第15条 公共施設等運営権者は、水族館及び竹島地区周辺の賑わいを創出し、地域経済の活性化を図るため、水族館に関する事業その他水族館の運営等に関する業務を行うものとする。

- 2 市長は、民間資金法第18条第1項に規定する実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(公共施設等運営権者が収受する利用料金の額等)

第16条 公共施設等運営権者は、第11条の規定にかかわらず、別表に定める観覧料の額の範囲内において、水族館の利用状況等を勘案して適正な利用料金の額を定めるものとする。

- 2 公共施設等運営権者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ、市長に届け出るとともに、その額を公表しなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 公共施設等運営権者は、必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第17条 市長は、公共施設等運営権者から、民間資金法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

第4章 雑則

別表を次のように改める。

別表（第11条、第16条関係）

種別	区分		観覧料の額
普通観覧料	市民	大人	1人1回につき500円
		小人	1人1回につき200円
	市民以外の者	大人	1人1回につき1,200円
		小人	1人1回につき500円
年間観覧料	市民	大人	1人1年間につき1,250円
		小人	1人1年間につき500円
	市民以外の者	大人	1人1年間につき3,000円
		小人	1人1年間につき1,250円
普通団体観覧料	25人以上		普通観覧料の9割の額
	50人以上		普通観覧料の8割の額
特別団体観覧料	市内の特別団体	保育園、幼稚園若しくは認定こども園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒	無料
		引率者	普通観覧料の額
	市外の特別団体	保育園、幼稚園又は認定こども園の園児	1人1回につき200円
		小学校の児童又は中学校の生徒	1人1回につき250円
		引率者	普通観覧料の額

備考

- 1 この表において、「大人」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日を経過した者をいう。
- 2 この表において、「小人」とは、3歳に達する日から15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者をいう。
- 3 3歳未満の者は、無料とする。
- 4 この表において、「特別団体」とは、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校その他これに準ずるものの修学旅行、遠足等の行事又は教育活動を目的として利用する団体で、20人以上のものをいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に改正前の第7条の規定により指定管理者が定められた利用料金の額は、当該指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消されるまでの間、改正後の第11条の規定により市長の承認を受け、公告されたものとみなす。

(蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前3条及び前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等（同条第2項に規定する整備等をいう。）を行う施設については、当該選定事業に係る選定事業者（同条第5項に規定する選定事業者をいう。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

別表第2 蒲郡市竹島水族館の項右欄を次のように改める。

蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第30号）第10条に規定する業務
--